移住支援金の申請を予定されている

東京圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)

から移住された方へ



移住支援金を申請される方は事前に 政策課 移住定住促進班 までご相談ください 予算に限りがあるため、年度内に申請が受付られない場合があります

東京圏から野木町に移住し、

就職に関する要件を満たした方を対象に

最大で**100万円**の移住支援金を支給します

- ※別途、子ども1人につき100万円の加算があります
- ※詳細については裏面をご覧ください

詳しくは野木町HPをチェック

招福のぎ暮らし

問い合わせ

野木町総合政策部政策課

Tel: 0280-57-4178

MAIL: seisaku@town.nogi.lg.jp

※予算管理等の都合上、住民登録時点で申請見込みの方を確認させていただいております。 移住支援金の申請を予定されている方は、転入後速やかにご連絡ください。

検索

移住支援金の対象者について

以下の条件を全て満たした方が対象となります

以下①②のいずれかを満たし、 かつ、③④のいずれかを満たす方

移住直前の10年間の内、通算5年以上 ①東京23区に在住していた方 ②東京圏 (※1) 内に在住し東京23区に通 勤していた方(雇用者としての通勤の場合は、 雇用保険の被保険者としての通勤)

移住直前に連続して1年以上、 ③東京23区に在住していた方 ④東京圏 (※1) 内に在住し東京23区に通 勤していた方(雇用者としての通勤の場合は、 雇用保険の被保険者としての通勤)

通勤の期間については住民票を移す3か月前までを当 該1年の起算点とすることができまっ 都内への通学期間も移住元要件の期間に含められる 場合があります。

栃木県野木町へ移住 町外から野木町に

転入(住民票を異動)すること



※申請後5年以上継続して野木町に 居住する意思があること等の要件もあります ①~④のいずれかの要件を満た す方(詳しい要件は下記、政策 課までお問合せください)

要件抜粋

- ①「企業情報掲載サイト」の掲 載求人で就業要件を満たした新規 就業の方※2
- ②専門人材による就業
- ③テレワークによる移住
- ④地域課題解決型創業支援補助金 交付決定を受けてから1年以内に 交付申請ができる起業

政策課未来創造係移住定住促進班

☎ 0280-57-4178

移住支援金の交付までの流れ(例)

就業の場合

移住支援事業

に対象の求人が 掲載される

対象企業へ 就職活動

内定 就業 就業後3か月 以上経過

移住先市町村へ 移住支援金 の申請手続き

支援金 支給

移住後1年以内 移住後3か月以上

- ※1 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち、条件不利地域を除いた地域をいいます。
- ※2 以下の全てを満たす就業である必要があります。
- 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域に所在すること
- 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う法人への就業でないこと
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること
- 求人がサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降に、当該求人に応募したこと
- 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

※求人情報は随時サイトに掲載されております

支給金額

: 100万円 ◆ 世帯

※子ども(18歳未満の世帯員)1人につき100万円加算

◆ 単身 : 60万円

ご注意ください!

以下のような場合には、支援金の 返還対象となる場合があります。

- ・虚偽の申請等をした場合
- ・1年以内に移住支援金の要件を 満たす職を辞した場合
- ・5年以内に移住支援金を受給 した市町から転出した場合 など

請

野木町





※詳細については栃木県ホームページをご覧ください



栃木県 移住支援金

検索



VERYに暮らそう。 とちぎで、暮らそう。